

東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター  
自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則

(令和3年9月29日 政策評価研究教育センター運営委員会承認)

(令和5年5月12日 一 部 改 正)

(令和6年5月8日 一 部 改 正)

(目的)

第1条 この規則は、EBPM（エビデンスに基づく政策形成）推進のための自治体税務データ活用プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）におけるデータの取扱いに関する必要な諸事項を定めることを目的とする。

(データの利用目的)

第2条 政策評価研究教育センター（以下「センター」という。）は、本プロジェクトにおいて自治体から提供された個人又は法人に関するデータ（以下「自治体提供データ」という。）を、センターが行う税や経済等に関する学術研究としてセンター長が定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

(識別行為の禁止)

第3条 センターは、自治体提供データのうち、個人に関するデータを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

2 センターは、自治体提供データのうち、法人に関するデータで、データ提供時までに自治体が当該法人を識別してはならない旨の意思を表示したものを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた法人情報に係る当該法人を識別するために、当該法人情報から削除された記述等に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

(データの取扱者)

第4条 自治体提供データについては、本プロジェクトに従事する者としてセンター長が定める者（以下「プロジェクト従事者」という。）のみが取り扱うものとし、その他の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、プロジェクト従事者は、学術雑誌等における再現性目的での提供が求められる場合には、センター長の許可を得て、自治体提供データを第三者に提供できるものとする。

3 前項の場合には、センターは、遅滞なく、プロジェクト従事者が第三者に提供した自治体提供データの提供元である自治体に対して、提供を行った旨及び提供先に関する情報を通知しなければならない。

(データの保存と廃棄)

- 第5条 センター及びプロジェクト従事者は、自治体提供データ（以下「原データ」という。）及びそれを複製したもの（以下「複製データ」という。）に変更が加えられ、又は漏えい、滅失若しくはき損しないよう管理しなければならない。
- 2 原データは、自治体提供データに基づく学術研究成果の検証を行えるようにするため、保存期間を定めない。ただし、センターと自治体との間で別の定めをしたときはこの限りでない。
  - 3 プロジェクト従事者は、複製データが本プロジェクトの研究に不要になった場合は、速やかに当該複製データを廃棄しなければならない。

(個人情報の保持禁止)

- 第6条 センターは、匿名化の処理の不備等により、自治体提供データにセンターにとっての個人情報が含まれていることが判明した場合、直ちに自治体提供データの提供元である自治体にその旨を通知しなければならない。
- 2 前項の場合、センターは、当該自治体と協議の上決定された方法で、当該個人情報（複製データが存在する場合には当該複製データを含む）を速やかに全て廃棄しなければならない。
  - 3 前項の場合、当該自治体は、センターに対し、データが全て廃棄されたことを証する書面の提出を求めることができる。

(利用状況の報告)

- 第7条 センターは、自治体提供データを提供した自治体（以下「参加自治体」という）に対し、参加自治体により提供されたデータが本取扱規則の条件に適合して適切に利用されていることを証するために、データを利用する期間において毎年度1回、利用状況の報告をするものとする。
- 2 参加自治体は、前項に基づく報告が自治体提供データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、センターの承諾を得て、センターの事業所において、センターによる自治体提供データの利用状況の監査を実施することができるものとする。

(安全管理措置等)

- 第8条 センター長は、前条までに定める取扱いその他の自治体提供データの適正な取扱いを確保するために必要な措置を定め、当該措置の内容を公表する。

(研究成果の公表)

- 第9条 センター及びプロジェクト従事者は、自治体提供データから得られた学術研究の成果を公表するものとする。
- 2 前項の場合においては、自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人又は法人情報に係る当該法人が特定できる形で公表してはならない。
  - 3 第1項の場合においては、自治体提供データから得られた分析結果と対応させて自治体の名称を示すことができる。ただし、自治体が、データ提供時まで、自治体名を分析結果と対応させない等の条件を付した場合はこの限りでない。
  - 4 第1項の場合においては、センターは、参加自治体に対して、毎年度1回、公表の報告を行うものとする。
  - 5 センターは、前項による報告のほかに参加自治体が本研究の進捗について報告を

求めた場合には、速やかに適当な方法にて参加自治体に対し報告を行うものとする。

附 則

この規則は、政策評価研究教育センター運営委員会が承認した日から施行する。